

埼玉県日本歯科大学校友会事務手続き

1 **入会** 入会申込書に記入提出する。

入会金又は会費の納入後、会員資格を得る。

○提出書類・本会「入会申込書」(埼玉歯校第1号書式)

・本部「入会申込書」(第3号書式(A))

「歯学会入会申込書」(様式1)

○費 用・本会入会金 なし

会 費 1万円(年額)

・本部入会金 1万円(校友会5千円、歯学会5千円)

会 費 1万4千5百円(年額)

(本部7千5百円、共済3千5百円、歯学会3千5百円)

2 **変更** 変更届に記入提出する。

入会申込書の記載内容等に変更があった場合に届出る。

○提出書類・本会「変更届」(埼玉歯校第2号書式)

・本部「氏名住所(電話番号)等変更届」(第2号書式)

本部には本会会長が報告する。

3 **支部長の異動** 所定の用紙はないので速やかに所属地区長及び専務理事に連絡する。

4 **共済** 速やかに所属地区長及び専務理事に連絡する。

共済の給付は、事由発生から1年とする。

○提出書類・本会「共済証明書(報告書)」(埼玉歯校第3号書式)に支部長が記入の上、必要書類を添付して提出する。

共済金受給者は「共済金受給書」(埼玉歯校第4号書式)に記入提出する。

・本部「共済証明書(報告書)」(第4号書式)

本部には本会会長が報告する。

(1) 死亡共済金：会員及び会員の配偶者、親族の死亡に際し支給する。

○提出書類・本会「共済証明書(報告書)」(埼玉歯校第3号書式)

○弔慰金等・本会死亡弔慰金 会 員 6万円と花輪一基(埼玉県日本歯科大学校友会会長名)

配偶者 1万円と花輪一基 //

親 族 花輪一基 //

・本部死亡弔慰金 会 員 ①13万5千円

②18万5千円(育英基金納入者)

// 日本歯科大学学長名花輪一基

// 日本歯科大学校友会会長名花輪一基

(2) 災害見舞金・会員の住居及び診療所の災害の状況により支給する。

○提出書類・本会「共済証明書(報告書)」(埼玉歯校第3号書式)

添付書類：官公署の罹災証明書、災害現状写真

○見舞金 ・本会見舞金 ・本部見舞金

①家屋全壊、流失、全焼 5万円 15万円

②家屋半壊、水没、半焼 3万円 8万円

③家屋 $\frac{1}{2}$ 壊、床上浸水、 $\frac{1}{2}$ 焼失 2万円 5万円

(3)疾病見舞金・本会「共済証明書」(埼玉歯校第3号書式)

添付書類：医師の診断書（就業不能期間の記入されているもの）

○見舞金 ・本会見舞金 ・本部見舞金

①90日以上のも 5万円 6万円

②引続き更に90日以上のも 5万円 6万円

(4)全盲見舞金

○提出書類・本会「共済証明書（報告書）」(埼玉歯校第3号書式)

添付書類：医師の診断書

○見舞金・本会見舞金 5万円 ・本部見舞金 20万円

(5)慶事祝金：会員が叙勲又は褒章を受けた時、2万円を贈る。

(6)その他の共済金は随時常任理事会で決める。

5 **会費免除、減免** 会費免除申請書に記入提出する。

①入会20年以上で75才以上に達した会員。

②疾病その他特別な事情がある会員。

○提出書類・本会なし

・本部「会費免除申請書」(第5号書式)

○処遇・本会処遇は本部に準ずる。

・本部 ①②共に承認の翌年度より免除、減免。

6 **助成金** 下記の活動に対し助成する。

①支部

②「埼玉富士見クラブ」(校友会青年部)

③「同志多会」(校友会ゴルフ会)

7 **会員診療所業務継続互助事業** 会員が障害・疾病により会員の診療所の歯科診療業務を行う

ことが出来なくなった場合、歯科医師を派遣する本部の共済事業。

速やかに所属地区長及び専務理事に連絡する。

「派遣依頼書」に診断書を添付提出する。

本部には本会会長が連絡する。